

ひと咲きまち咲きあまがさき推進会議設置要綱

（目的）

第1条 長年人口減少傾向が続いている本市は、平成27年に尼崎市総合計画のアクションプランとして策定した尼崎版総合戦略において、最重要視する目標として「ファミリー世帯の転出超過傾向の抑制」を掲げたところであり、その転出要因である本市の様々な課題を解決し、尼崎市総合計画及び尼崎版総合戦略に掲げる「ひと咲きまち咲きあまがさき」を実現し、持続可能な都市を目指していくために、全庁横断的な検討体制が必要であることから、「ひと咲きまち咲きあまがさき推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1） 本市の総合計画及び総合戦略の策定及び推進に関すること。
- （2） 本市の定住・転入促進に係る施策や課題について検討すること。
- （3） その他「ひと咲きまち咲きあまがさき」の実現を目指すために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

2 座長は市長、副座長は両副市長をもって充てる。

3 委員は、前項に規定するもののほか、教育長、公営企業管理者、理事、医務監、局長（尼崎市事務分掌条例（昭和42年尼崎市条例第16号）第1条に規定する局長、消防局長、議会事務局長並びに市長が特に指定する8級の職員（尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の8級の職務にある者をいう。）及びこれに類する職員をいう。以下同じ）をもって組織する。

（職務）

第4条 座長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が定める順序に従いその職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議は、必要に応じて座長が招集し、会議の議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き又は必要な説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 推進会議は、これを公開する。ただし、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第7条各号に掲げる情報が審議の対象となる案件の会議については、これを公開しないことができる。

2 推進会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

(プロジェクトチーム)

第7条 推進会議は、所掌事務に関する具体的事項を協議し、調整するため、関係職員で構成するプロジェクトチーム等を設置できるものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総合政策局政策部都市政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。